

70th

第71期 定時株主総会 招集ご通知

FUJITEC

フジテック株式会社

証券コード：6406

書面およびインターネットによる議決権行使期限
2018年6月21日(木曜日)午後5時まで

開催日時 2018年6月22日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウィングホール

目次

- 株主総会招集ご通知・・・1
- 事業報告・・・5
- 連結計算書類・・・29
- 計算書類・・・32
- 監査報告書・・・35
- 株主総会参考書類・・・38
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 株主総会会場ご案内図

証券コード 6406
2018年5月31日

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地1
フジテック株式会社
代表取締役社長 内山高一

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2018年6月21日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウィングホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】（3頁）をご参照の上、2018年6月21日（木曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujitec.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様でない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご留意ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujitec.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

◎当日は節電の取組みとして、当社役員および係員はクールビズにて対応させていただきますのでご了承ください。

株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2018年6月21日（木曜日）午後5時までですので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 年中無休)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様におかれましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

事業報告
(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、中国では、堅調な内外需要とともに、固定資産投資も底入れの兆しがあるなど、安定した成長を維持しました。インドでは物品・サービス税導入の影響などから景気が減速しましたが、韓国、台湾など他のアジア地域では緩やかに景気が回復し、北米では、景気拡大が継続しました。日本では、企業収益や雇用情勢の改善などから、引き続き、回復基調で推移しました。

昇降機業界におきましては、中国では、需要が台数ベースでは微増となる中で、低価格帯に移行するなど、厳しい市場環境となりました。その他のアジア地域や北米での需要は、概ね堅調に推移しました。日本では、マンション向けは横ばいとなりましたが、ホテルや流通施設向けなどが増加し、首都圏を中心に需要は堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当連結会計年度の国内市場の受注は、新設事業で、ホテル向けが伸長したほか、店舗や流通施設向けも堅調に増加しました。既設エレベータを最新の安全基準や制御システムに更新するモダンゼーション事業では、「安全向上パッケージ」や「制御盤交換パッケージ」など、主力商品が順調に増加しました。

海外市場では、南アジアでの新設工事受注が減少したものの、中国での新設工事受注が増加しました。

以上の結果、国内受注高680億94百万円（前期比5.7%増）、海外受注高1,139億29百万円（同3.1%増）となり、受注高合計は1,820億23百万円（同4.0%増）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質1.6%増となっています。

売上高は、国内売上高649億35百万円（前期比3.4%増）、海外売上高1,038億60百万円（同0.8%減）となり、合計で1,687億95百万円（同0.8%増）となりました。なお、海外売上高は為替変動による影響を除くと、実質2.4%減となっています。

受注残高は、国内受注残高604億30百万円（前連結会計年度末比5.6%増）、海外受注残高は、東アジアで増加し、1,391億71百万円（同9.1%増）となり、合計で1,996億2百万円（同8.0%増）となりました。なお、海外受注残高は為替変動による影響を除くと、実質7.7%増となっています。

損益面では、営業利益は東アジアでの減益により、106億65百万円（前期比15.9%減）、経常利益は、119億11百万円（同9.1%減）となりました。税金等調整前当期純利益は118億11百万円（同9.5%減）となり、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益が減少

し、親会社株主に帰属する当期純利益は、88億57百万円（同3.4%増）となりました。

商品開発では、既設エスカレータのトラスのみを残して、機器全てを最新の標準型エスカレータGS-NXに入れ替える工法を開発し、日本での販売を開始しました。同工法では、搬入機器の重量やサイズがコンパクトになり、搬入が難しい地下鉄の更新工事などでの利用が期待されます。

グローバル向けでは、標準機種エレベータ「ZEXIA」、「REXIA」について、欧州の最新安全規格のモデル認証を取得しました。今後、同規格適用地域への拡販を図ります。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第71期） (2017年4月から 2018年3月まで)	前連結会計年度（第70期） (2016年4月から 2017年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	182,023	174,966

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第71期） (2017年4月から 2018年3月まで)	前連結会計年度（第70期） (2016年4月から 2017年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	168,795	167,442

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第71期） (2018年3月末現在)	前連結会計年度（第70期） (2017年3月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	199,602	184,738

(注) 当社は、単一の「昇降機・電気輸送機事業」を構成し、複数の事業に区分していません。

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第71期)		前連結会計年度 (第70期)	
	(2017年4月から 2018年3月まで)	構 成 比	(2016年4月から 2017年3月まで)	構 成 比
国 内	68,094	37.4%	64,452	36.8%
海 外	113,929	62.6	110,513	63.2
合 計	182,023	100.0	174,966	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第71期)		前連結会計年度 (第70期)	
	(2017年4月から 2018年3月まで)	構 成 比	(2016年4月から 2017年3月まで)	構 成 比
国 内	64,935	38.5%	62,797	37.5%
海 外	103,860	61.5	104,644	62.5
合 計	168,795	100.0	167,442	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (第71期)		前連結会計年度 (第70期)	
	(2018年3月末現在)	構 成 比	(2017年3月末現在)	構 成 比
国 内	60,430	30.3%	57,200	31.0%
海 外	139,171	69.7	127,538	69.0
合 計	199,602	100.0	184,738	100.0

(主な受注物件)

所在地	納入先	概要
米国・ ニューヨーク州	コート・スクエア・ シティ・ビュー・タワー	ニューヨーク市の地上78階建のオフィス・住宅から 成る複合施設向けエレベータ11台
米国・ テキサス州	バンク・オブ・ アメリカ・プラザ	ダラス市の地上72階建オフィスビルの 既設エレベータ・エスカレータ 計38台の更新工事
ウルグアイ・ マルドナド県	トランプ・タワー	プンタ・デル・エステ市の住宅向けエレベータ13台
マレーシア・ セランゴール州	トロピカーナ・ ガーデンズ	プタリン・ジャヤ市の商業施設向けエスカレータ・ オートウォーク 計75台
台湾・台北市	中国人壽保険新本社ビル	台北市のオフィス・ホテルから成る複合ビル向け エレベータ22台
中国・広東省	深圳地下鉄4号線・ 10号線	深圳市の地下鉄駅向けエレベータ・エスカレータ 計327台
中国・遼寧省	瀋陽地下鉄9号線	瀋陽市の地下鉄駅向けエスカレータ115台
横浜市	京急グループ 本社ビル(仮称)	みなとみらい21地区のオフィスビル向けエレベータ8台
熊本市	熊本都市計画 桜町地区 第一種市街地再開発事業	商業施設・ホテル等から成る複合施設向け エレベータ・エスカレータ 計23台

(主な完成物件)

所在地	納入先	概要
アルゼンチン・ ブエノスアイレス	バンコ・ガリシア・ グリーン・ビルディング	ガリシア銀行本店ビル向けエレベータ10台を納入
シンガポール	アワー・タンピネス・ ハブ	タンピネス地区のオフィス・行政施設・商業施設等 から成る大型複合施設向けエレベータ・ エスカレータ・オートウォーク 計73台を納入
マレーシア・ ジョホール州	パラダイム・モール・ ジョホールバル	ジョホールバル市の商業施設・ホテル・住居施設等 から成る大型複合施設向けエスカレータ・ オートウォーク 計83台を納入
韓国・ ソウル特別市	ヤング・シティ	永登浦区のオフィス向けエレベータ・エスカレータ 計34台を納入
中国・湖北省	盛世北城	孝感市の商業施設・ホテル・オフィス・公共施設等 から成る大型複合施設向けエレベータ・ エスカレータ 計51台を納入
東京都	帝京大学 ソラティオスクエア	第Ⅱ期完工の新校舎向けエレベータ・エスカレータ 計16台を納入
神戸市	エクシブ六甲サンク チュアリ・ヴィラ	六甲山の会員制リゾートホテル向けに エレベータ11台を納入
大阪市	ミズノオオサカ茶屋町	梅田茶屋町の商業施設向けエレベータ・ エスカレータ 計14台を納入

②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 上 高			営業利益または営業損失		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比 (%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	67,646	65,572	3.2	5,728	5,445	283
北 米	23,871	22,092	8.1	920	930	△9
欧 州	511	407	25.4	△67	△54	△13
南アジア	17,191	15,586	10.3	1,936	1,720	215
東アジア	70,442	72,594	△3.0	2,257	4,540	△2,282
小 計	179,662	176,254	1.9	10,774	12,582	△1,807
調 整 額	△10,867	△8,811	—	△109	105	△214
合 計	168,795	167,442	0.8	10,665	12,687	△2,022

(日 本)

売上高は、新設、サービス事業ともに増加し、676億46百万円(前期比3.2%増)となりました。営業利益は、新設事業で外注費や人件費が増加しましたが、モダニゼーションおよびサービス事業の売上高増により、57億28百万円(同2億83百万円増)となりました。

(北 米)

売上高は、モダニゼーション工事やサービス事業の増加により、238億71百万円(前期比8.1%増)となりました。営業利益は、9億20百万円(同9百万円減)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質5.2%増となりました。

(欧 州)

売上高は、新設工事が増加し、5億11百万円(前期比25.4%増)となりましたが、67百万円の営業損失(前期 営業損失54百万円)となりました。

(南アジア)

売上高は、サービス事業の増加により、171億91百万円(前期比10.3%増)となり、営業利益は19億36百万円(同2億15百万円増)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質7.5%増となりました。

(東アジア)

売上高は、香港、韓国での増加に対し、中国での新設工事の減少により、704億42百万円(前期比3.0%減)となりました。営業利益は、香港ではサービス事業で増加したものの、中国での販売価格の低下や材料費の増加などで、22億57百万円(同22億82百万円減)となりました。なお、為替変動による影響を除いた売上高は、実質4.0%減となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額21億75百万円の設備投資を実施しました。このうち、当社において10億38百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では11億36百万円の設備投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2016年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画“**No Limits! Push Forward Together!**”をスタートしました。中期経営計画では、企業価値の持続的成長を実現するために、グローバル市場を活躍の場として、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供します。具体的な行動ビジョンは次の4つです。

- 地域戦略 : 市場ニーズを捉えたシェアアップ
- 商品・技術戦略 : 商品統一による市場競争力の強化
- オペレーション戦略: 全社調達革新とグローバル設計ネットワークの構築
- コーポレート戦略 : 経営品質の向上

地域戦略では、東アジアは、世界最大の市場である中国において、販売ネットワークと商品開発力・コスト競争力の強化によるシェアの拡大を図ります。成熟市場である香港、台湾、韓国は、モダンゼーション事業に注力します。また、中国からエレベータ・エスカレータの標準機種、韓国からエレベータのオーダー機種、台湾からモダンゼーション機器をグローバルに供給するサプライチェーンを確立します。北米・欧州は、モダンゼーション事業を中心にアフターマーケットの基盤を強化することで収益の安定化を図ります。南アジアは、成長が見込まれるインドとアセアン地域に経営資源を投入します。インドにおけるエレベータの生産能力を更に高めるとともに、メコン地域を中心としたマーケットにも対応した商品開発力・商品供給力を高め、プレゼンスの向上を図ります。日本は、新設事業で原価低減により収益力を高めるとともに、マーケット・シェアの向上を目指します。アフターマーケットでは、引き続きモダンゼーション事業に注力し、保守契約数の拡大により収益基盤を強化します。

商品・技術戦略では、日本を含むグローバルサプライチェーンにおいて生産するエレベータ・エスカレータ・モダンゼーション各商品の設計・仕様等の統一を図り、市場競争力を高めます。また、将来を見据えた商品ラインアップを支える機器・技術の研究開発の推進により、新たな商品価値の創造と価格競争力の向上に取り組みます。

オペレーション戦略では、グループでの一括購買による全社調達革新を推進し、材料・物流コストの低減に取り組むとともに、グローバル設計ネットワークを構築し、グループ内の設計リソースを最大限に活用します。また、中国・日本のエスカレータ生産拠点の再編、モダンゼーション事業のグローバル推進などに取り組みます。

コーポレート戦略では、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、高い倫理観、透明性を備えたガバナンス体制を構築するとともに、内部統制システムおよびリスクマネジメントシステムの強化に取り組みます。また、最新のIT技術を活用し、グループのITインフラの整備を進めるとともにグローバルなセキュリティ管理体制を強化します。グローバル人材の育成においては、個々人の専門性・多様性を尊重しつつ、国際的な視野に立ってグループ企業価値の共有化を図るよう、育成プログラムの充実化に取り組みます。安全と品質への取り組みにおいては、エレベータ・エスカレータの据付、メンテナンス等に関わるフィールド技術の更なる向上をもって安全確保を徹底するとともに、グローバルベースでの商品の品質保証体制の適応を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第68期	第69期	第70期	第71期
		(2014年4月から 2015年3月まで)	(2015年4月から 2016年3月まで)	(2016年4月から 2017年3月まで)	(当連結会計年度) (2017年4月から 2018年3月まで)
受 注 高 (百万円)		178,823	191,282	174,966	182,023
売 上 高 (百万円)		165,297	177,128	167,442	168,795
経 常 利 益 (百万円)		14,826	15,162	13,110	11,911
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		8,356	8,807	8,564	8,857
1株当たり当期純利益 (円)		90.84	109.36	106.35	109.82
総 資 産 (百万円)		179,856	171,872	173,007	183,218
純 資 産 (百万円)		104,620	100,406	103,847	111,822
1株当たり純資産額 (円)		1,074.82	1,102.66	1,148.36	1,243.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しています。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。なお、自己株式数には従業員持株会支援信託E S O Pとして保有する株式を含めています。
2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。
- 第68期…売上高は国内売上高が前期比5.4%の増加、海外売上高が同17.0%増加した結果、前期に比べ12.4%の増収となりました。
利益面につきましては、日本や東アジアでの増益、金融収支の増加、前期に計上した特別損失の減少により、前期に比べ増益となりました。
- 第69期…売上高は国内売上高が前期比1.8%の減少に対し、海外売上高が同12.5%増加した結果、前期に比べ7.2%の増収となりました。
利益面につきましては、北米の採算改善、金融収支の増加により、前期に比べ増益となりました。
- 第70期…売上高は国内売上高が前期比4.0%の増加に対し、海外売上高が同10.4%減少した結果、前期に比べ5.5%の減収となりました。
利益面につきましては、日本、北米および南アジアでの増益に対し、東アジアでの減益、金融収支の減少により、前期に比べ減益となりました。
- 第71期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	15,000千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	500,000千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	119,443千人民元	60.00%	〃
富士達電梯配件（上海）有限公司	389,124千人民元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	210,000千ニュージーランドドル	73.33%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO., LTD.	27,220,000千ウォン	100.00%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	5,290千シンガポールドル	83.70%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック インディア PRIVATE LTD.	1,880,200千インドルピー	94.68% (27.33%)	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	456千スターリングポンド	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理

- (注) 1. 「当社の出資比率」の欄の () 内は間接所有割合を内書きで記載しています。
 2. フジテック UK LTD.は、2017年12月に無償減資を実施しました。
 (前事業年度(第70期)資本金 7,350千スターリングポンド)
 3. 当社は、前事業年度(第70期)において重要な子会社であったフジテック ドイツ GmbHの出資持分の全てを、2018年2月15日付で譲渡しました。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社34社（うち、連結子会社18社）により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、また、グローバル市場ではグループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8の生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の営業拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

(7) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	滋賀県彦根市宮田町591番地1
	東 京 本 社	東京都港区三田三丁目9番6号
	営 業 拠 点	首都圏統括本部（東京都港区） 近畿統括本部（大阪府茨木市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北信越支店（新潟市）、北関東支店（さいたま市）、東関東支店（千葉市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京滋支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市） 他全国営業所・サービスセンター、セーフネットセンター
	生 産 拠 点	ビッグウィング製作所（滋賀県彦根市） ビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（滋賀県彦根市） 人材開発センター（大阪府茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC. (米国) フジテック インディア PRIVATE LTD. (インド) フジテック (HK) CO., LTD. (香港) 富士達股份有限公司 (台湾) フジテック コリア CO., LTD. (韓国) 華昇富士達電梯有限公司 (中国) 上海華昇富士達扶梯有限公司 (中国) 富士達電梯配件 (上海) 有限公司 (中国)
	海外営業拠点	フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール) フジテック カナダ INC. (カナダ) フジテック UK LTD. (英国) 他18拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研発有限公司 (中国)

- (注) 1. 当社は、2017年4月1日付で北信越支店を、2017年10月1日付で沖縄支店を新たに開設しました。
2. 当社は、2018年4月16日付で東京本社を「東京都港区白金一丁目17番3号」に移転しました。

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比
9,931名	99名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年令	平均勤続年数
2,919名	44名増	41.1才	18.6年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,279百万円
株式会社りそな銀行	1,000百万円

(注) 株式会社りそな銀行からの借入残高には、従業員持株会支援信託E S O Pによる借入金が含まれています。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	300,000,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式12,706,997株を除く）	81,060,320株
(3) 株主数	4,800名
(4) 大株主（上位10位）	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	5,932	7.32
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	5,043	6.22
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,456	5.50
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,051	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,569	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,184	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,170	2.68
I N V E R S I S / I I C S J A P A N	2,100	2.59
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,989	2.45
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,663	2.05

- (注) 1. 当社は、自己株式12,706,997株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、上表の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合を記載しています。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）には、従業員持株会支援信託E S O P 346,200株が含まれています。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。
4. 次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告がなされていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報 告 日
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（※1）	5,721千株 6.10%	2018年1月26日
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー 他2社	5,363千株 5.72%	2017年10月6日
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（※2）	4,926千株 5.25%	2016年6月6日
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	4,839千株 5.16%	2012年4月18日

- (※) 1. 2018年4月20日付でティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社他1社から提出がなされました大量保有（変更）報告書による同社の保有株券等の数および保有割合は、同年4月13日現在において5,825千株 6.21%であります。
2. 2018年4月16日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから提出がなされました大量保有（変更）報告書による同社の保有株券等の数および保有割合は、同年4月9日現在において4,783千株 5.10%であります。

3. 新株予約権等に関する事項

職務執行の対価として当社役員に交付された当事業年度末日における新株予約権等の内容の概要

名称 (発行決議の日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	新株予約権 の行使期間	新株予約権の 主な行使条件	保有人数 当社取締役 (社外取締役 を除く)
第1回新株予約権 (2013.11.8)	21個	当社普通株式 21,000株	1株当たり 1,016円	1株当たり 1円	2013.11.26 ～ 2043.11.25	(注)	2名
第2回新株予約権 (2014.8.7)	14個	当社普通株式 14,000株	1株当たり 815円	1株当たり 1円	2014.8.26 ～ 2044.8.25	(注)	2名
第3回新株予約権 (2015.8.7)	4個	当社普通株式 4,000株	1株当たり 696円	1株当たり 1円	2015.8.26 ～ 2045.8.25	(注)	2名

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から7年間に限り、新株予約権を行使することができます。

2. その他権利行使の条件および細目については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 山 高 一	グローバル事業本部長兼国内事業本部長兼東アジア担当株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長
取 締 役	岡 田 隆 夫	グローバル事業本部副事業本部長兼グローバルオペレーション本部長兼中国担当兼国内事業本部副事業本部長
取 締 役	加 藤 義 一	財務本部長
取 締 役	浅 野 隆 史	商品開発本部長兼上海富士達電梯研発有限公司総経理
取 締 役	花 川 泰 雄	
取 締 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウェディング株式会社 社外監査役 東洋ゴム工業株式会社 社外監査役
取 締 役	杉 田 伸 樹	立命館大学経済学部 教授
常 勤 監 査 役	井 上 治 男	
常 勤 監 査 役	石 川 賢 一	
監 査 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人T A S 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役
監 査 役	池 田 辰 夫	

- (注) 1. 取締役 花川泰雄、佐伯照道、杉田伸樹の各氏は、会社法に定める社外取締役であり、また、監査役 石川賢一、中野正信、池田辰夫の各氏は、会社法に定める社外監査役であります。なお、花川泰雄、佐伯照道、杉田伸樹、中野正信、池田辰夫の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(※)として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 当事業年度における異動は、次のとおりです。
- (就任) 取締役加藤義一、浅野隆史、杉田伸樹の各氏は、2017年6月22日開催の第70期定時株主総会において選任され、就任しました。
- (退任) 取締役Narayanapillai Sugumaran (ナラヤナピレー・スグマラン)、関口岩太郎、重兼壽夫の各氏は、2017年6月22日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 取締役 花川泰雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役 佐伯照道氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第71期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は2百万円であります。なお、同氏は、東洋ゴム工業株式会社の社外監査役であり、同社および同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第71期事業年度における同社および同社の子会社向け売上高は1百万円未満であります。また、同氏は、ワタベウエディング株式会社の社外監査役であり、同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があり、当社第71期事業年度における同社向け売上高は10百万円であり、同社向け支払高は1百万円未満であります。
5. 取締役 杉田伸樹氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の教授であり、同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第71期事業年度における同社向け売上高は2百万円であります。
6. 監査役 石川賢一氏は、同氏が勤務されていた株式会社りそな銀行を2014年6月23日に退行されていますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があり、当社第71期事業年度における同行および同ホールディングスの子会社向け売上高は7百万円であり、同事業年度末における同行からの借入残高は1,000百万円であります。
7. 監査役 中野正信氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 監査役 池田辰夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
9. 監査役 井上治男氏は、長年にわたり当社執行役員としての経験を重ね、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有しています。
10. 監査役 石川賢一氏は、長年にわたり金融機関の要職を歴任し、その経験により培われた財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
11. 監査役 中野正信氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、会計および税務に関する相当程度の知見を有しています。
12. 監査役 池田辰夫氏は、法学教授および弁護士としての豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務、会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有しています。

(※独立役員選任基準)

当社は、取締役会において独立役員に説明のうえ、その了解、推薦または同意をもって、次のいずれの事項にも該当しない人物を独立役員とし、あるいは、次の(b)から(h)までの事項のいずれかに該当する人物といえども、その人格、識見等に照らして独立役員にふさわしいと判断する理由があるときは、取締役会の決議をもって、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立役員とします。

- (a) 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員もしくは支配人その他の使用人（あるいは、過去10年間に同役職に就いていた者）
- (b) ①議決権所有割合10%以上の株主または当該株主が法人である場合には当該株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近5年間に同役職に就いていた者）
②当社が議決権所有割合10%以上の株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人
- (c) ①当社の取引において、当社の現事業年度の1年間当たり、当社の連結総売上高の2%以上の当社に対する支払いがある取引先（あるいは、当社の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
②当社または当社子会社との取引において、相手方の現事業年度の1年間当たり、当該相手先の連結総売上高の2%以上の当社または当社子会社からの支払いがある取引先（あるいは、当該相手先の過去最近3事業年度の各1年間当たり、同等以上の当該支払いがあった相手先）
③上記①または②の取引の相手方が会社である場合における当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人
- (d) 当社または当社の子会社から、過去3年間の平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人その他の組織における業務執行に当たる理事、役員、社員または使用人
- (e) 当社または当社の子会社から常勤または非常勤の取締役を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- (f) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人（あるいは、過去最近3年間に同役職に就いていた者）
- (g) ①当社または当社の子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士、税理士、監査法人または税理士法人の社員、パートナーまたは従業員（あるいは、過去の最近3年間に、当該社員等であって監査業務を[補助的関与でなく]実際に担当していた者）
②上記①に該当しない弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社または当社の子会社から、過去最近3年間の平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者）
③上記①または②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社またはその子会社から過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (h) 上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族、または、上記(a)から(g)までのいずれかに該当する者が配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族である者
- (i) 当社の一般株主全体との間で上記(a)から(h)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	佐 伯 照 道	重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1)取締役および監査役」に記載のとおりであります。
	杉 田 伸 樹	
社外監査役	中 野 正 信	

②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	花 川 泰 雄	当事業年度中に開催の取締役会7回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	佐 伯 照 道	当事業年度中に開催の取締役会7回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
	杉 田 伸 樹	取締役就任後、当事業年度中に開催の取締役会6回の全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき発言を適宜行っています。
社外監査役	石 川 賢 一	当事業年度中に開催の取締役会7回および監査役会7回の全てに出席し、財務、会計に関する経験と知識に基づき積極的に発言を行っています。
	中 野 正 信	当事業年度中に開催の取締役会7回および監査役会7回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。
	池 田 辰 夫	当事業年度中に開催の取締役会7回および監査役会7回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定しています。なお、各取締役の報酬の額については、当該基準に基づき、取締役会が選任する代表取締役社長を除く取締役等若干名で構成される委員会に諮問のうえ、業績、他社水準、従業員給与等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持株会に拠出することとしています。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等を考慮して、監査役の協議をもって決定しています。

②当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	賞与	ストックオプション	合計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	157 (12)	82 (15)	— (—)	240 (27)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	38 (24)	— (—)	— (—)	38 (24)
合計	13	195	82	—	278

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
2. 上記の取締役の支給人員には、2017年6月22日開催の第70期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）監査役、年額60百万円以内と決議されています。
4. 取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、2013年6月25日開催の第66期定時株主総会において年額100百万円以内で発行することにつき決議されていますが、当事業年度における当該新株予約権の発行はありません。
5. 当社は、2007年6月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。
6. 賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料の提出、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「子会社の入札書類に係る証明業務」を委託し、その対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社であるフジテック（HK）CO., LTD.他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けています。
5. 当社連結子会社であるフジテック シンガポール CORPN. LTD.の子会社4社およびフジテック コリア CO., LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンに対して、監査証明業務に基づく報酬8百万円、非監査業務に基づく報酬0百万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、次のとおり「内部統制基本方針」を決議し、この方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

(1) 当社取締役および使用人並びに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」を定め、これらを当社および当社子会社に周知し、当社グループ経営、業務の健全性を高める。
- ② 当社取締役および執行役員並びに当社子会社の取締役等は、「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」の遂行、遵守を率先垂範し、また、社会の一員として社会規範・倫理に則って行動して健全な企業文化の維持形成に努める。
- ③ 当社取締役会は、法令、定款に則り会社の重要な業務執行の意思決定を行うほか、当社取締役の職務の執行を監督する。当社取締役会による意思決定に関しては、必要に応じて外部専門家の意見を聴取し、また、社外の監査役および取締役による公正、客観的な助言、意見等を受けて、適正かつ合理的に判断、決定する。
- ④ 当社取締役は、その職務執行に関して、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちに当社取締役会に報告する。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立する部門として「内部監査室」を設置する。同室は、「内部監査基本規程」に基づき、経営目標の効果的な達成のために、当社および当社子会社に対してリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスプロセスの有効性等の検討、評価およびこれによる意見および改善のための助言、勧告ならびに支援を行い、定期的にこれらを当社取締役会に報告する。
- ⑥ 当社グループの全社的なコンプライアンス推進を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、社員への指導、教育等コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施状況を統括する。
- ⑦ 不正・不適切なおそれのある行為等に関し、通常の職制ラインによって通報されにくい社員からの情報を収集、調査のうえ、当該行為等があるときは適切な是正・改善等措置を講じるため、当社子会社の主要拠点をはじめ、グループ全社的な内部通報・相談窓口の設置、活用を促進する。
- ⑧ 当社における反社会的勢力による被害を防止するために、不当な要求には一切応じないなどの対応方針を定め、社内への周知徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社取締役の職務執行に関する情報は、文書管理等社内規程に基づき、情報の取扱い、保管方法・期間等を定め、常時、その閲覧に供する。
- ② 情報の適切な取扱い、保管等を推進してその漏洩を予防し、また、その漏洩危機の早期発見を図るために、情報セキュリティポリシーを定め、これをグループ全社的に周知するとともに、当社内に「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらの実現に資するための施策を推進する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社におけるリスク管理について定める「リスクマネジメント規定」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
- ② 当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社子会社における損失の危険の早期発見と回避のためのグループ全社的なリスクマネジメントを促進する。また、「リスクマネジメント委員会」の諮問機関として「リスクマネジメント運営委員会」を設置し、グループ全社的なリスクマネジメントの実効性を確保するためにその運営に当たる。
- ③ 当社または当社子会社において天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、「危機管理規定」等社内規程に基づき、特別・臨時に「対策本部」を設置し、被害の予防、回避のために迅速な処置を推進する。

(4) 当社取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全社的な重点経営目標および予算配分等を定める。
- ② 取締役の業務執行権限を執行役員に委譲するとともに、取締役会の決議および社内規程により、その担当職務および責任権限等を明らかにして、適正、効率的な執行役員体制をとる。
- ③ 当社経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題については、執行役員等が「グローバル経営会議」および「執行役員会議」において情報の共有、伝達等を図るとともに、当該課題に関わる諸施策の検討、審議等を経たうえで、必要に応じて取締役会への報告または議案の上程を行う。
- ④ 社内イントラネット、テレビ会議等の情報通信設備を活用し、取締役の職務上必要な情報の円滑・迅速な伝達、その相互の情報交流ならびに審議の活性化を図る。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- ① 当社は、当社の定める規程に基づき、子会社から、当該子会社の営業成績、財務状況、人事その他の経営上の重要事項について、定期的に報告を受けるほか、当該子会社において天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、発生の都度、その状況等の報告を受ける。また、当該報告を踏まえ、当社グループ経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題があると認められるときは、関係する当社執行役員等が「グローバル経営会議」において、当該課題に関わる諸施策の検討、審議を行い、必要に応じて子会社の業務執行状況のモニタリング、指導および監督を行う。
- ② 子会社の事業等に関して特に必要あるときは、当社取締役・執行役員等の当該子会社への出向、派遣により、その監督または執行に当たる。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、業務執行部門から独立する部門に当該使用人を専属させ、その職務規定等により監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人の人事上の評価、異動および懲戒は、監査役の意見を尊重して、これらを行う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、その職務執行において、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちにこれを監査役に報告する。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、第5項①に掲げる重要な事項、課題に関わる業務の執行状況を把握するために「グローバル経営会議」等会議に出席し、また、稟議書のほか業務執行に関わる重要な文書を閲覧するとともに、取締役、執行役員等にその説明を求めることができる。
- ③ 監査役は、会計監査人および「内部監査室」から、それぞれの監査の方針および実施状況に関して定期的に説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図る。
- ④ 「内部監査室」は、監査役に対し、当社および当社子会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部通報・相談等の内部監査等の状況について、定期的または適時に報告する。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程により、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当該報告を行った者およびその内容について適正な情報管理を行う。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役による監査計画の円滑な遂行に資するため、あらかじめ当該計画上の職務に要する費用を見込み、その予算計画を監査役（会）に通知する。
- ② 監査役がその職務の執行について生ずる会社法第388条各号に掲げる費用または債務に関し、当社に対し、その前払い、支出した費用の償還、または債権者への弁済の請求があったときは、担当部署において審査のうえ、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかなものを除き、遅滞なく当該請求の費用等を支弁する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の方針に則って実施、運用しています。当期における主な取り組みの概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

「コンプライアンス委員会」は、当社および子会社を含むグループの「経営理念」、「経営人事理念」、「企業行動規範」の実践、遵守の促進活動のための年間計画の策定、実践状況の評価を行うとともに、同委員会のもとに内部通報窓口を社内外に開設のうえ、日本国内外に在籍する役職員からの通報、相談等を受け付けています。また、当社ホームページに掲載の「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、社内への周知徹底を図っています。

(2) リスク・情報管理体制

「リスクマネジメント委員会」は、当期中3回の会議を開催し、グループのリスク対策の重点活動年度計画を期初に検討、策定のうえ、その活動状況のモニタリング、期末の評価を行い、また、グループ事業に関わる危機管理規程に基づき、災害等発生時における事業継続計画（BCP）上の予備訓練の促進などに取り組んでいます。また、「情報セキュリティ委員会」においては、セキュリティ・ポリシーに基づくグループ内情報の取り扱い、管理に関わる支援、指導等活動を行っています。

(3) 監査体制

重要な業務執行の状況、会計監査ならびに内部監査の経過等に関し、監査役によるモニタリング充実化のため、グループ主要事業エリアの担当執行役員等が業務実施状況の報告等を行う「グローバル経営会議」に常勤監査役が陪席し、また、監査役、会計監査人および「内部監査室」専属の監査員が参集して各監査状況の説明等を行う「三様監査連絡会」を定期的に開催しています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は1948年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界25の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、2013年4月から進めてきた中期経営計画（Grow Together! Yes, Fujitec Can）に続き、2016年4月から新しい中期経営計画（No Limits! Push Forward Together!）をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ① 地域戦略 : 市場ニーズを捉えたシェアアップ
- ② 商品・技術戦略 : 商品統一による市場競争力の強化
- ③ オペレーション戦略 : 全社調達革新とグローバル設計ネットワークの構築
- ④ コーポレート戦略 : 経営品質の向上

という4つの行動ビジョンを掲げ、企業価値の持続的成長を実現するために、グローバル市場を活躍の場として、お客さまの信頼に応える安全・安心な商品を提供します。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2016年6月23日開催の当社第69期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（大規模買付ルール）を更新しています。

この大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

イ. 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

大規模買付ルールにおいては、事前に定めた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しております。

また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト http://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irnews/453/160513_baishuboueisaku.pdfに掲載しています。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、以下の理由から、大規模買付ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勧奨しております。

ii) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

iii) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、2016年6月23日開催の当社第69期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て、更新しているものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、大規模買付ルールの発動について株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとされています。

さらに、大規模買付ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、且つ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることとなります。その意味で、大規模買付ルールの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

iv) 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

v) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	130,856	流 動 負 債	66,821
現金及び預金	49,856	支払手形及び買掛金	16,150
受取手形及び売掛金	53,411	電子記録債務	4,714
商品及び製品	5,553	短期借入金	3,451
仕掛品	7,975	1年内返済予定の長期借入金	524
原材料及び貯蔵品	8,334	未払法人税等	1,402
繰延税金資産	3,325	賞与引当金	2,471
その他	4,500	役員賞与引当金	82
貸倒引当金	△2,102	工事損失引当金	5,957
		完成工事補償引当金	918
		前受金	21,841
		その他	9,305
固 定 資 産	52,362	固 定 負 債	4,574
有形固定資産	34,388	長期借入金	435
建物及び構築物	21,272	繰延税金負債	784
機械装置及び運搬器具	4,040	退職給付に係る負債	3,145
工具、器具及び備品	1,828	資産除去債務	22
土地	6,939	長期未払金	179
リース資産	8	その他	8
建設仮勘定	299		
		負 債 合 計	71,396
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	4,029	株 主 資 本	106,401
のれん	319	資本金	12,533
その他	3,710	資本剰余金	14,568
		利益剰余金	94,381
		自己株式	△15,083
投資その他の資産	13,943	その他の包括利益累計額	△6,036
投資有価証券	10,569	その他有価証券評価差額金	3,215
長期貸付金	216	繰延ヘッジ損益	△26
繰延税金資産	104	為替換算調整勘定	△8,281
その他	3,178	退職給付に係る調整累計額	△943
貸倒引当金	△125	新株予約権	61
		非支配株主持分	11,396
		純 資 産 合 計	111,822
資 産 合 計	183,218	負債・純資産合計	183,218

連結損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		168,795
売上原価		133,361
売上総利益		35,433
販売費及び一般管理費		24,768
営業利益		10,665
営業外収益		
受取利息	960	
受取配当金	177	
受取賃貸料	154	
為替差益	78	
雑収入	251	1,623
営業外費用		
支払利息	77	
たな卸資産廃棄損	117	
訴訟関連費用	104	
雑損	77	377
経常利益		11,911
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	47	
関係会社出資金売却益	46	101
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	80	
減損損失	10	
事務所移転費	111	201
税金等調整前当期純利益		11,811
法人税、住民税及び事業税	2,688	
法人税等調整額	△200	2,487
当期純利益		9,323
非支配株主に帰属する当期純利益		465
親会社株主に帰属する当期純利益		8,857

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	12,533	14,568	87,955	△15,200	99,857
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
剰余金の配当			△2,431		△2,431
親会社株主に帰属する当期純利益			8,857		8,857
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				117	117
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	0	6,425	117	6,544
当期末残高	12,533	14,568	94,381	△15,083	106,401

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 損	延 シ 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累計額			
当期首残高	2,478	86	△8,582	△1,276	△7,293	61	11,222	103,847
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								0
剰余金の配当								△2,431
親会社株主に帰属する当期純利益								8,857
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								117
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	736	△112	300	332	1,257	—	173	1,430
当期変動額合計	736	△112	300	332	1,257	—	173	7,974
当期末残高	3,215	△26	△8,281	△943	△6,036	61	11,396	111,822

貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	28,295	流動負債	22,108
現金及び預金	1,599	支払手形	212
受取掛手形	2,796	買掛金	1,641
売掛金	16,418	短期借入金	4,714
商品及び製品	999	短期借入金	1,854
仕掛品	313	1年内返済予定の長期借入金	507
材料及び貯蔵品	2,610	未払金	2,833
前払費用	262	未払法人税等	374
繰延税金資産	2,336	未払法人税	404
短期貸付	870	前受り	1,749
未収金	35	賞与引当金	415
未償還の引当金	54	賞与引当金	1,987
	△2	役員賞与引当金	82
		工事損失引当金	4,706
		完成工事補償引当金	200
		設備関係の支払手形	34
		その他	387
固定資産	54,294	固定負債	3,331
有形固定資産	22,893	長期借入金	1,388
建物	13,186	長期未払金	179
構築物	160	繰延税金負債	1,123
機械及び装置	1,469	退職給付引当金	610
車両運搬具	11	退職資産の引当金	22
工具、器具及び備品	1,157	その他	8
土地	6,704	負債合計	25,440
建物	8		
建設仮勘定	194	純資産の部	
無形固定資産	948	株主資本	53,872
ソフトウェア	540	資本金	12,533
施設	408	資本剰余金	14,565
投資その他の資産	30,451	利益剰余金	14,565
投資関係	9,408	利益剰余金	41,856
関係会社	8,767	利益剰余金	1,337
長期貸付	9,162	その他利益剰余金	40,519
破産更生債権	1,169	配当準備	900
長期前払費用	0	研究開発費	800
保険積立	60	別途利益剰余金	3,500
その他	1,321	繰越利益剰余金	35,319
未償還の引当金	221	自己株	△15,083
未償還の引当金	465	評価・換算差額等	3,215
未償還の引当金	△125	その他有価証券評価差額金	3,215
		新株予約権	61
資産合計	82,589	純資産合計	57,149
		負債・純資産合計	82,589

損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		67,646
売上原価		47,815
売上総利益		19,830
販売費及び一般管理費		14,101
営業利益		5,728
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	2,605	
為替差益	33	
雑収入	116	2,798
営業外費用		
支払利息	44	
たな卸資産廃棄損	19	
貸倒引当金繰入額	68	
訴訟関連費用	104	
雑損	2	239
経常利益		8,287
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	47	47
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	61	
減損損失	10	
関係会社出資金売却損	57	
事務所移転費用	111	240
税引前当期純利益		8,094
法人税、住民税及び事業税	1,177	
法人税等調整額	211	1,388
当期純利益		6,705

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,500	31,045	37,582
当期変動額									
剰余金の配当								△2,431	△2,431
当期純利益								6,705	6,705
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	4,274	4,274
当期末残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,500	35,319	41,856

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△15,200	49,481	2,478	2,478	61	52,021
当期変動額						
剰余金の配当		△2,431				△2,431
当期純利益		6,705				6,705
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	117	117				117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			736	736	—	736
当期変動額合計	117	4,391	736	736	—	5,127
当期末残高	△15,083	53,872	3,215	3,215	61	57,149

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古田賢司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

フジテック株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古田賢司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題に関する意見及び情報の交換を行うとともに、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を行い、監査の環境整備に努めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。社外取締役との連携につきましては、定期的な情報交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、さらに、内部監査部門から主要な子会社に対する監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、「会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員との地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

フジテック株式会社 監査役会

常勤監査役	井上治男	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	石川賢一	Ⓔ
社外監査役	中野正信	Ⓔ
社外監査役	池田辰夫	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は利益配分に関して、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉えつつ、企業基盤の長期的安定を図るための内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を行うことを基本方針としています。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、1株につき普通配当15円に創業70周年記念配当5円を加え20円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当金1株当たり15円と合わせ、1株当たり35円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額1,621,206,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月25日（月曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	うち やま たか かず 内 山 高 一 (1951年7月16日生)	1976年4月 当社入社 1978年12月 当社取締役 1981年12月 当社常務取締役 1989年11月 当社専務取締役 1992年6月 当社代表取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 2005年7月 当社執行役員社長、現在に至る 2010年4月 当社グローバル事業本部長、現在に至る 2016年4月 当社東アジア担当兼務、現在に至る 2016年10月 当社国内事業本部長兼務、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長	330,052株
<p>【取締役候補者とした理由】 米州等の当社子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。</p> <p>(注) 内山高一氏は、株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長であり、当社と同社および同社子会社との間には、建物の賃貸借の取引関係があり、当社第71期事業年度における取引高は「第71期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」13頁「関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	おか だ たか お 岡田 隆夫 (1954年2月4日生)	1976年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2009年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2012年4月 当社国内事業本部副事業本部長、 現在に至る 2012年6月 当社取締役、現在に至る 2015年1月 当社グローバルオペレーション本 部副本部長 2015年10月 当社中国担当兼務、現在に至る 2016年4月 当社子会社富士達電梯配件（上海） 有限公司総経理兼務 2016年4月 当社グローバル事業本部副事業本 部長兼グローバルオペレーション 本部長兼務、現在に至る	19,836株
【取締役候補者とした理由】 東アジアの当社子会社の経営のほか、日本国内外事業経営の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 岡田隆夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	か とう よし いち 加 藤 義 一 (1954年5月9日生)	1977年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員、財務本部副本部長 2012年4月 当社財務本部長、現在に至る 2012年6月 当社子会社フジテック アメリカ INC.取締役兼務、現在に至る 当社子会社富士達股份有限公司 董事兼務、現在に至る 2013年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る	9,261株
【取締役候補者とした理由】 米州、東アジアの当社子会社経営のほか、日本国内外事業の財務統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 加藤義一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			
4	あさ の たか し 浅 野 隆 史 (1954年3月11日生)	1977年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員、当社子会社 フジテック アメリカ INC.副社長 2012年10月 当社商品開発本部長、現在に至る 2013年4月 当社常務執行役員 2013年10月 当社子会社上海富士達電梯研 究有限公司総経理兼務、現在に至る 2017年4月 当社専務執行役員、現在に至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る	5,861株
【取締役候補者とした理由】 米州、東アジアの当社子会社経営のほか、日本国内外商品開発の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。			
(注) 浅野隆史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	さ え き て る み ち 佐 伯 照 道 (1942年12月28日生)	1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1973年7月 八代・佐伯・西垣法律事務所 （現北浜法律事務所・外国法共同 事業）設立、パートナー弁護士、 現在に至る 2002年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連 合会副会長、近畿弁護士連合会理 事長 2004年4月 国立大学法人京都大学監事 2005年10月 大阪府入札監視委員会委員長 2006年6月 グローリー株式会社取締役 2009年6月 当社監査役 2010年6月 岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役、現在に至る 2012年6月 ワタベウエディング株式会社 社外監査役、現在に至る 2014年6月 当社取締役、現在に至る 2016年3月 東洋ゴム工業株式会社社外監査 役、現在に至る （重要な兼職の状況） 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役 ワタベウエディング株式会社 社外監査役 東洋ゴム工業株式会社 社外監査役	5,672株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって弁護士として企業法務等に携わられ、また、社外役員を歴任され、培われた知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			

- (注) 1. 佐伯照道氏は社外取締役候補者であります。
2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
3. 同氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に個別事案の法律事務等を委託していますが、当社第71期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は2百万円であります。なお、同氏は、東洋ゴム工業株式会社の社外監査役であり、同社および同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第71期事業年度における同社および同社の子会社向け売上高は1百万円未満であります。また、同氏は、ワタベウェディング株式会社の社外監査役であり、同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借の取引関係があり、当社第71期事業年度における同社向け売上高は10百万円であり、同社向け支払高は1百万円未満であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	すぎ た のぶ き 杉 田 伸 樹 (1954年8月9日生)	1977年4月 経済企画庁採用（総合計画局 計画課） 1995年6月 経済企画庁長官官房企画課 広報室長 2001年7月 岐阜県理事（岐阜県産業経済振興 センター理事長） 2005年8月 外務省大臣官房審議官（経済協力 局担当、国際協力局担当） 2009年8月 名古屋大学経済学部教授 2012年9月 国土交通省政策統括官（政策評価、 物流政策担当） 2013年6月 内閣府経済社会総合研究所長 2014年4月 法政大学政策創造研究科教授 2015年4月 立命館大学経済学部教授、現在に 至る 2017年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 立命館大学経済学部 教授	287株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって、経済学等の大学教授、経済関連省庁等の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。なお、杉田伸樹氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。			
(注) 1. 杉田伸樹氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。 3. 同氏は、学校法人立命館が運営する立命館大学の教授であり、同法人が単独で出資する事業会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第71期事業年度における同社向け売上高は2百万円であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
7	※ <small>やま ぞえ しげる</small> 山 添 茂 (1955年8月11日生)	1978年3月 一橋大学経済学部卒業 1978年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社執行役員 2009年4月 同社常務執行役員 2010年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役専務執行役員 2015年4月 同社取締役副社長執行役員 2018年4月 同社取締役副会長、現在に至る (重要な兼職の状況) 丸紅株式会社 取締役副会長	0株
【社外取締役候補者とした理由】 長年にわたって、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営に携われ、培われた豊富な知見を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。			
(注) 1. 山添茂氏は社外取締役候補者であります。 2. 同氏は、丸紅株式会社の取締役副会長を現任（ただし、2018年6月22日取締役を退任予定）されており、同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および不動産賃貸借等の取引関係があります。なお、当社第71期事業年度における同社の子会社向け売上高は8百万円であり、同社の子会社向け支払高は70百万円であります。 3. 同氏は、原案どおり選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となります。			

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数には、2018年3月31日現在の当社役員持株会における本人の持分が含まれています。
2. ※印は新任候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 石川賢一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

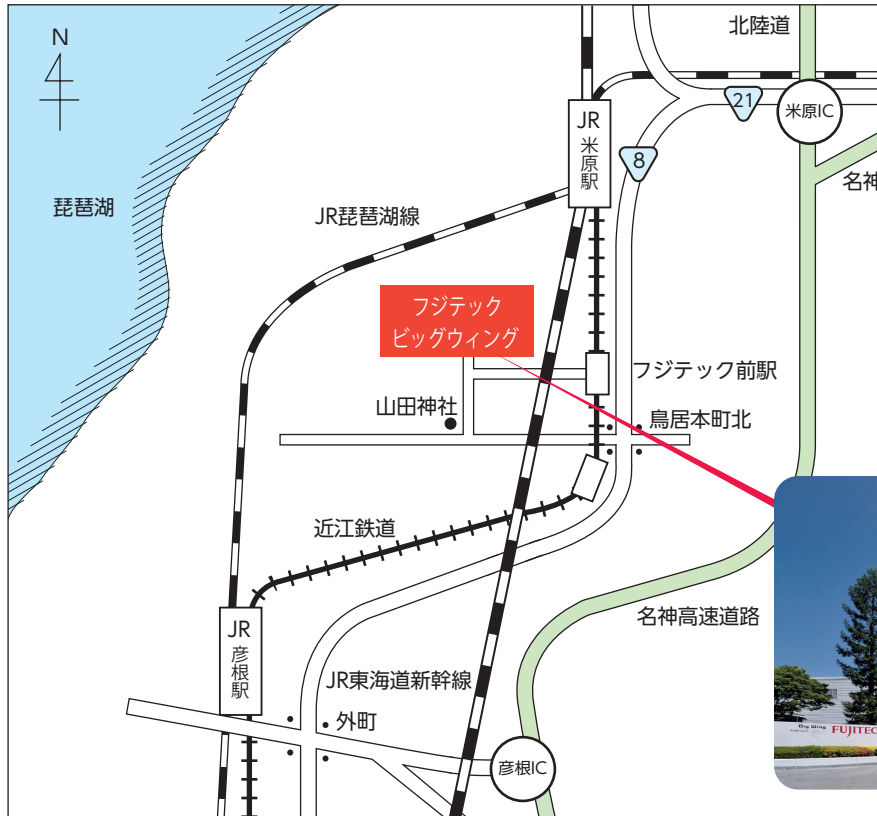
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いし かわ けん いち 石川 賢 一 (1962年5月5日生)	1985年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2004年3月 同行池袋支店営業第二部長 2005年12月 同行コンシューマーバンキング部スポーツ振興投票室室長 2007年6月 株式会社りそなホールディングス商品企画部長 兼株式会社りそな銀行コンシューマーバンキング部長 2010年10月 同行東京営業第三部長 2013年7月 同行業務サポート室アドバイザー 2014年6月 当社監査役（常勤）、現在に至る	1,822株
【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたって金融機関の要職に携わられ、培われた財務、会計の経験と見識を活かして、今後とも、当社の監査役職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、石川賢一氏は会社の経営に関与したことがありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。		
(注) 1. 石川賢一氏は社外監査役候補者であります。 2. 同氏の当社監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。 3. 候補者石川賢一氏は、同氏が勤務されていた株式会社りそな銀行を2014年6月23日に退行されておりますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同行および同ホールディングスの子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注および借入の取引関係があり、当社第71期事業年度における同行および同ホールディングスの子会社向け売上高は7百万円であり、同事業年度末における同行からの借入残高は1,000百万円であります。		

(注) 候補者の所有する当社株式の数には、2018年3月31日現在の当社役員持株会における本人の持分が含まれています。

以上

株主総会会場ご案内図

開催場所 滋賀県彦根市宮田町 591 番地 1 当社 本店ビッグウイングホール



ビッグウイング

[送迎バスのご案内]

乗車場所 JR 米原駅東口 ローターリー
JR 彦根駅東出口 ローターリー

発車時刻 午前 9 時・午前 9 時 35 分

お帰りは、ビッグウイングからJR 米原駅
またはJR 彦根駅までお送りいたします。

[交通のご案内]

JR 東海道新幹線・米原駅下車 車で10分
JR 琵琶湖線・彦根駅下車 車で15分
近江鉄道・フジテック前駅下車 徒歩で7分
名神高速道路・彦根インターチェンジより
国道 8 号線経由15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。